

那珂川町協働のまちづくり指針
(案)

栃木県 那珂川町

令和 年 月策定

目次

| | | |
|-----|-------------------------|---|
| 第1章 | はじめに..... | 1 |
| 第2章 | 指針策定の目的..... | 1 |
| 第3章 | なぜ協働なのか..... | 1 |
| 1. | 協働の背景..... | 1 |
| (1) | コミュニティの希薄化 | |
| (2) | 地域が担っていたまちづくりの機能 | |
| (3) | 行政を取り巻く環境の変化 | |
| 2. | 協働の必要性..... | 2 |
| 第4章 | 協働のまちづくりとは..... | 3 |
| 1. | 協働の定義..... | 3 |
| 2. | 協働の推進におけるルール（基本原則）..... | 3 |
| (1) | 公正・公平性の確保 | |
| (2) | 目的・情報の共有 | |
| (3) | 対等・相互補完の原則 | |
| (4) | 自主性・主体性の尊重 | |
| 3. | 協働の進め方..... | 4 |

| | |
|--------------------------|----|
| 第5章 指針の見直し..... | 4 |
| 1. 見直しについて | 4 |
| 《付属資料》..... | 5 |
| 1. 協働の領域と手法 | 5 |
| 2. 協働の担い手と役割 | 6 |
| 3. 協働のまちづくりの分野 | 9 |
| 4. 協働のまちづくりの実現に向けて | 10 |
| 5. 円滑な推進に向けて | 12 |

第1章 はじめに

那珂川町は、古くから、豊かな自然と歴史、文化に育まれ、地域の絆が強く、地域で助け合い、祭りなどの行事が行われ、さらに自治会を始めとする組織により、自治組織内での助け合いの精神が、各地に残る心あたたかな地域です。

しかしながら、人口減少、少子高齢化の進行、町民のライフスタイルや価値観の多様化など、社会情勢が変化するなかで、これまでの地域のかたちや考えが変わりつつあり、同時に様々な諸問題も発生してきています。

こうしたことから、町では、第2次那珂川町総合振興計画の基本施策のひとつである「住民参加・協働の推進」の実現に向け、「第1次協働のまちづくり推進計画」、「第2次協働のまちづくり推進計画」に基づき、地域づくり支援事業や町内における協働事業の実施など様々な取り組みを進めてきました。

計画のなかで、「町づくりは町民と行政が一体となって進めていく」という方向性を明確に示し、推進してきたことにより、協働のまちづくりという考えが広がりをもせたことから、町ではこれまでの協働のまちづくり推進計画を踏まえ、町の協働の進め方の基本的な考え方を整理した「那珂川町協働のまちづくり指針」を策定することにしました。今後はこの指針を基に協働の担い手である町民、団体、企業、学校、行政等が一体となり、まちの将来を考え、まちづくりを進めてまいりたいと考えています。

第2章 指針策定の目的

本指針は那珂川町総合振興計画に基づく協働のまちづくりを推進するにあたって、最も重要な指針であり、協働の担い手である町民等と行政が共に考え共に取り組んで進める協働のまちづくりについて、基本的な考え方を整理したものであり、今後の協働にとまなう地域の活性化や課題解決に取り組むにあたってのガイドラインとして活用することを目的に策定するものです。

第3章 なぜ協働なのか

1. 協働の背景

(1) コミュニティの希薄化

人口減少、少子高齢化の進展と核家族化、個人の価値観の多様化などにより、従来の地域社会における社会環境が変化しています。

あわせて、昔から地域が担ってきた子育て、介護、葬祭などが企業や行政によって代行されるようになり、さらに、地域の担い手不足に起因する地域固有の伝統行事や祭りなどの継続が困難になってきたことで、住民相互の助け合いや心のふれあいが減少し、相互援助機能が徐々に失われてきています。

このような地域の社会環境の変化が要因となり地域のコミュニティは、だんだん希薄化してきています。

(2) 地域が担っていたまちづくりの機能

もともと地域には、地域の課題を自分たちで解決し、決定していく機能が備わっていました。地域の一員としてお互いが快適に暮らすため、美化の習慣、環境の保全、景観の保持などについての暗黙のルールや仕組みがごく普通に機能していました。

しかし、時代の変化とともに公共空間の管理をはじめ、地域の課題解決における町民の行政への依存傾向が強まり、その結果、地域で培われてきたルールやまちづくりの仕組みも、その機能が弱まってきています。同時に、住民相互の助け合いや心のふれあいにも少なからず影響を与えてきたと思われまます。

(3) 行政を取り巻く環境の変化

町民の生き方、考え方などの多様化が、そのまま行政へのニーズの多様化に結びつき、また、地方分権による事務権限の委譲も進んだことで、行政の役割が拡大しています。

その一方で、財政状況は厳しくなっており、公共サービスのすべてを行政中心で行うことが困難になりつつあります。

2. 協働の必要性

人口減少、少子高齢化、地方分権などにより大きく社会情勢が変化するなか、「住んでよかった」「これからも住み続けたい」と思える魅力あるまちづくりを推進するためには、行政のみでは充分対応しきれないことが想定されます。

そこで、協働を活用して町民等と行政がそれぞれ持っている知恵や資源を持ち寄り、責任と役割を分担しながら、ともに考えともに取り組んで進める協働のまちづくりにより、魅力あるまちづくりができます。

第4章 協働のまちづくりとは

1. 協働の定義

協働とは、町民、団体、企業、学校、行政等の異なる立場の主体が、お互いの特性を認めあつたうえで、互いの信頼関係に基づき、ともに考えともに取り組むために共通の目的を持ち、地域の課題解決のために対等な立場で連携協力し、魅力あるまちづくりに取り組むものであることを定義します。

つまり、協働のまちづくりとは、町民等と行政が、町や地域の課題解決とともに力を合わせて、魅力あるまちづくりに取り組むことです。

2. 協働の推進におけるルール（基本原則）

協働のまちづくりを進めるためには、以下のルールが必要です。

(1) 公正・公平性の確保

「協働のまちづくり」では、協働の協力者となる町民、団体等について、参画の機会が平等に提供されることが必要になりますので、行政と町民、団体等は、お互いにまちづくりの協力者であるという認識を持ち、対等な関係であること。

(2) 目的・情報の共有

「協働のまちづくり」では、町や地域に、どのような課題があるか把握するとともに、協働するための目的や活動に必要な情報の共有を行うことや、透明性を確保するため、必要な情報を積極的に公開すること。

(3) 対等・相互補完の原則

「協働のまちづくり」では、全ての協力者が上下関係のない対等な立場であることや、個人の日常生活や身の回りで発生する問題は、まず自分や家族で問題解決に努め（自助）、解決が図れない問題は地域の力で取り組み（共助）、個人・地域での解決が図れない場合においては行政が対処（公助）するなど、それぞれの関係において補完し、助け合うことであり、協働は支え合いによって成り立っていくことを、日頃より意識しておくこと。

(4) 自主性・主体性の尊重

「協働のまちづくり」では、参加を強いられたり、活動を押し付けられたりする事がなく、お互いに自立した存在として役割分担や責任の所在

等を明確にし、それぞれの自主性を尊重すること。

3. 協働の進め方

「協働のまちづくり」は、意識の改革、情報の公開と共有、人材の育成と確保、町民活動の支援、協働を支える制度の整備、町民活動の連携をする必要があります。

そのうえで、町民等と行政が協働の推進におけるルールに基づいて、役割分担や責任の範囲を決め、課題ごとに協働の担い手同士の合意形成を行い、協働の手法を決めて事業に取り組んでいくこととなります。

第5章 指針の見直し

1. 見直しについて

この指針は、協働の担い手が共通の拠り所とするものであることから、社会情勢の変化や町民生活の動向、実施した協働の結果、評価を踏まえ、町民等と行政が対等の立場で継続的に見直しを行い、事情に適合したものとしておくことにより、協働のまちづくりの一層の充実を図ります。

《付属資料》

1. 協働の領域と手法

(1) 協働の領域

町民等と行政との協働において、お互いの関係性（活動領域）は多様であることが想定されます。

以下に領域と関係性の例を挙げますが、役割分担や責任の範囲の決め方など最適と決まった形があるわけではないので、個々の課題ごとに協働の担い手同士の合意形成が必要となります。

| | |
|---------|--------------------------------|
| 1. 町民主体 | 専ら町民の責任と主体性により行われるべき領域 |
| 2. 町民主導 | 町民の主体性の下に行政の協力によって行われるべき領域 |
| 3. 対等 | 町民と行政がそれぞれの主体性の下に協力して行われるべき領域 |
| 4. 行政主導 | 行政の主体性の下に町民の協力や参加を得ながら行われるべき領域 |
| 5. 行政主体 | 専ら行政の責任と主体性により行われるべき領域 |

(2) 協働の手法

協働のまちづくりを推進するにあたっては、協働の手法を整理し、仕組みづくりに取り組むことが大切です。

以下に代表的な手法を記載します。

| | |
|-----------------|--|
| 1. 共催 | 事業を充実させるため、複数の担い手が共同で主催者となり、対等に責任を持ち、連携しながら短期間の事業を行うこと |
| 2. 後援 | 事業の信頼性を向上させるため、事業主体が実施する事業に対して他の主体の賛同を得、金銭的な負担を伴わずに、広報協力や情報提供等の支援を行うこと |
| 3. 実行委員会 協議会 | 複数の担い手が構成員となり実行委員会や協議会等の新たな組織を設立し、主催者となって具体的な事業を実施すること |
| 4. 事業協力協定 | 協働の担い手同士で役割分担を行い、それぞれの特性を発 |

| | |
|-----------------|---|
| | 揮しながら、一定期間、継続的に協力して事業を実施すること |
| 5. 補助・助成 | 協働の担い手が主体となり行う事業に対し、他の担い手が活動促進や自立支援などを目的に、補助金や助成金等の財政的な支援を行うこと |
| 6. 委託 | 他の担い手が持つ優れた専門性、先駆性、柔軟性等の特性や能力を活かし、効率的に事業を実施するため、他の担い手に事業の全部または一部を委ねること |
| 7. 情報提供 情報交換 | 情報収集を効果的に行うため、協働の担い手が把握している地域の課題や町民ニーズ等に関する情報を交換し、共有すること |
| 8. 計画等策定への参画 | 町民ニーズを的確に把握するとともに、協働の担い手が持つ専門的な知識や経験・情報等を活かすため、委員会等に参加し、行政の施策等に対し意見や提案を行うこと |

2. 協働の担い手と役割

協働のまちづくりを進めていくため、それぞれの担い手が果たす役割を認識し、次のような役割を果たしていく必要があります。

(1) 個人

【地域活動への参加】

一人ひとりが地域に関心を持ち地域活動に自発的に参加すること。

【町民活動・社会貢献活動への参加】

自分の持つ知識や経験を活かし、町民活動やボランティア活動などの社会貢献活動に積極的に参加すること。

【地域の連携推進】

地域の一員として、自治会やコミュニティ推進協議会など自分が暮らしている地域と積極的に関わり、役割を果たすこと。

【町民の意識改革】

一人ひとりの町民がまちづくりの主体であるという「住民自治」の意識を持ち、積極的にまちづくりに関わること。

【情報の収集】

広報紙、ホームページ、SNSや交流の場を通じての情報収集や情報共有を行い、有効に活用すること。

【行政への提言】

行政サービス・公共サービスを向上させるため、パブリックコメントや意見募集の機会などで、ニーズを行政に提言していくこと。

(2) 地域づくり推進団体（自治会など）

【地域の中の組織づくり】

少子高齢化やライフスタイルの多様化などを踏まえ、地域住民が参加しやすい環境づくりを進めるとともに、加入促進に努め、組織を充実・発展させていくこと。

【町民同士の交流】

町民同士が交流し、親睦を深める機会を提供することや、女性参加世代間交流を促進し、次世代のまちづくりの担い手を育成すること。

【地域の課題解決】

防災、防犯、環境、福祉、子育て支援など地域の課題に対応し、積極的に関わり、安全で安心なまちづくりを推進すること。

【他団体との連携・ネットワークづくり】

自治会、社会福祉協議会、老人クラブや育成会、子ども会等の各種団体が連携し、地域の課題を共有することで、課題の解決に向けた取り組みを進めること。

【地域住民との情報共有】

地域課題の解決に向け、住民の持つ情報を収集し、把握するとともに、自治会等が持つ情報を積極的に発信し、共有すること。

(3) 町民活動団体（ボランティア団体等）・NPO法人

【専門的知識や情報の活用】

各団体の設立目的に沿って、専門知識や情報、ノウハウ等を様々な機会に活用するとともに、専門性や機動性、独自性等の優れた特性を発揮し、社会的課題の解決に取り組むこと。

【活動の場の提供】

現在行われている活動を大切に育み、自らの活動内容等を積極的に発信しながら、町民に活動の場を提供し、町民活動の促進拡大を図ること。

【他団体との連携・ネットワークづくり】

他団体とのネットワーク形成を図り、組織や活動内容をより充実させるとともに、より効果的なものに発展させていくこと。

(4) 企業

【まちづくりへの参加】

地域を構成する一員として、積極的にまちづくりに参加すること。

【社会貢献活動のための環境づくり】

従業員が社会貢献活動に参加しやすい環境を整備していくこと。

【地域活動、町民活動への支援】

地域活動や町民活動に対し、人材や資金等の支援を行うとともに、情報や技術を提供すること。

【町政、施策への協力】

町政・施策を理解するとともに、その実現に向け積極的に協力すること。

(5) 学校

【まちづくりへの参加】

学生や児童生徒に対して、地域づくりの活動やボランティアなどの町民活動に関する学習や実践の機会を積極的に提供し、理解を深めるとともに、まちづくりを担う人材を育成すること。

【生涯学習の場の提供】

地域に開かれた学校として、住民ニーズに対応した公開講座や講演会などを開催し、町民に生涯学習の場を提供すること。

【地域づくり推進団体・町民活動団体等や企業、行政との連携】

教育の場である学校の特性を活かし、地域づくり推進団体・町民活動団体や企業、行政等、様々な主体との連携を図ること。

(6) 行政

【情報の提供・共有】

協働のまちづくりに関する情報を的確に把握し、必要に応じて情報を公開・提供し、情報を共有するとともに、対話の機会を充実させること。

【協働の環境整備】

町民活動が促進されるよう、助成制度や人的支援、町民活動を支援する組織の充実、情報の共有化、組織のネットワーク構築など、協働の環境整備を進めること。

【参加機会の提供】

多くの町民が町の計画策定などの形成に関われるようにするため、様々な参加機会を提供すること。

【協働の啓発】

協働のまちづくりに対する町民意識を向上させるため、積極的なPRを実施すること。

【人材の育成】

協働のまちづくりに必要な知識等を習得する機会を提供し、協働の担い手の発掘や人材の育成を支援すること。

【職員の意識改革】

職員一人ひとりの協働意識の向上を図るとともに、一緒にまちづくりをしていくという考えを持つよう、認識付けを深めること。

【推進体制の整備】

行政が積極的に協働のまちづくりを推進するため、推進体制を整備すること。

3. 協働のまちづくりの分野

町民（個人・地域づくり推進団体・町民活動団体）、NPO法人、学校、企業、行政が緊密な連携を図りながら「協働のまちづくり」を推進することや、分野を横断した事業を展開していくことにより、さらに相乗効果を上げていくことが可能となります。

以下に協働に適していると考えられる分野を例示します。本町においても、すでに協働で行われている事例も多くあります。

(1) 福祉・保健・医療

高齢者福祉、子育て、介護、障害、医療、健康増進等、地域福祉の充実に寄与する分野

【事業例】

- ・子育て支援センター運営事業
- ・重層的支援体制整備事業
- ・高齢者向けサロン事業 等

(2) 地域安全・環境

防災、防犯、交通安全、食の安全など安心・安全なまちづくり、環境保全、地域緑化、地域美化、生活衛生、リサイクルなど、快適なまちづくりに寄与する分野

【事業例】

- ・消防団員確保対策事業
- ・防犯、交通安全運動
- ・資源ごみ回収、環境美化活動
- ・小規模公園の管理 等

(3) 地域振興・まちづくり

自治会・コミュニティ活動や行政活動づくり、地域活性化の各種イベント等、地域振興や地域及び町全体のまちづくりに寄与する分野

【事業例】

- ・コミュニティ活動推進事業
- ・ボランティア活動支援事業
- ・町政懇談会事業 等

(4) 教育・文化・スポーツ

学校教育・生涯学習・青少年育成、歴史・伝統、文化・芸術、スポーツ、男女共同参画、国際交流など、学習環境の向上や文化活動の充実に寄与する分野

【事業例】

- ・中学生の就業体験事業
- ・中学生及び青少年による地域参画推進事業
- ・生涯学習事業
- ・国際交流事業
- ・スポーツ推進事業 等

4. 協働のまちづくりの実現に向けて

(1) 意識の改革

協働を推進するためには、町民及び行政職員をはじめ、まちづくりに関わる全ての方の意識を変え、積極的に協働を取り入れていくことが必要です。

例えば

- ・組織体制の強化や行政の横断的な機能を確立するなど、行政が協働を重視し、積極的に取り組んでいることを町民に明確な形で示す。
- ・行政区や町民活動団体、行政職員向けの協働に関するマニュアルを策定し、協働に対し意識付けを行う。
- ・町民のまちづくりへの参加意識の高揚を図るため、意向調査（アンケート）を実施する。

(2) 情報の公開と共有

協働の前提となる課題と目的を共有するため、必要な情報が適切に公開され、協働の担い手に共有されることが必要です。

例えば

- ・住民協働の事例集やマニュアルを作成し、協働による取り組みの具体

的な成功事例を町民や団体に情報発信する。

- ・出前講座や懇談会を開催し、町の課題や現状等、より一層の情報の提供を行う。

(3) 人材の育成・確保

本格的な人口減少社会を迎えた今、協働を担う人材を育成し、人と人とのつながりを重視し、協働の広がりや継続性を確保していくことが求められます。

例えば

- ・学生ボランティア等との活動連携や、小中学生を対象としたワークショップの開催等、児童・生徒や若い世代への協働に対する働きかけを強化する。
- ・協働に積極的に取り組み、公共、公益に貢献する個人や団体を評価し、その活動を広く知らせ、協働の定着を図る。

(4) 町民活動の支援

協働のまちづくりを安定した取り組みとして発展させていくために、町民等の主体性と独立性を損なわないよう配慮しながら、行政からの支援を実施することが必要です。

例えば

- ・町民活動を支援する組織を選定し、活動主体間や行政とのパイプ役となり、相談役として町民活動を総合的に支援する。
- ・地域の課題を解決するための活動や町民の自主的活動を財政面で支援したり、また、その支援に町民の代表が審査し資金の用途を決定する。

(5) 協働を支える制度の整備

協働を推進するにあたり、取り組みの合理性、正当性などを担保するための制度の整備が必要です。

例えば

- ・広く町民等の意見を行政施策に反映できるよう、パブリックコメント制度を更に充実させていく。
- ・公益性の高い町民活動に参加する場合にボランティア休暇を取得できる制度等を整備する。

(6) 町民活動の連携

協働の成熟に向けて、協働の主体、担い手同士が情報交換をしながら交流し、連携を密に図ることが必要です。

例えば

- ・町民活動や住民協働に関する情報をデータベース化し、活動主体で情報共有を図る。
- ・ボランティア活動や公益活動をしている人、これからしようと思っている人、支援を求めている人とをマッチングさせる。

5. 円滑な推進に向けて

(1) 段階的な推進

ここまで、協働の基本原則やまちづくりの手法、担い手の役割等、協働を推進していく上での基本理念を示してきましたが、一度にすべてを進めようとするものではありません。それぞれの個人や団体の自主性や成熟度に合わせ、以下のように段階的に実行していくことが必要です。

【第1段階 協働のきっかけづくり】

最初の段階では、町民等が協働のまちづくりに取り組むきっかけづくりをすることが必要です。

町民等や町民活動団体の足もとを固める施策や、活動拠点の整備を進めるとともに、町民等との接点及び責任の所在等を明確にします。

さらに、情報の一元化を図ることにより、関連施策等への展開性を確保するとともに、行政の体質改善を進めていきます。

【第2段階 協働の基盤強化】

次の段階では、協働のまちづくりの基盤を強化するための施策を中心に展開します。

町民活動の組織化やネットワークの強化、多くの町民、団体、企業等が町民活動に参画いただけるよう、働きかけを行います。

これにより、行政と町民等、が理解し合い、対等の関係で支え合う環境が形成されることを目指します。

【第3段階 成熟した住民協働社会の形成】

最終段階では、町民の公益活動を多くの主体が支える相互支援を基礎とする協働のまちづくりに向けた取り組みの促進を目指します。

本来、町民活動と行政とは、お互いに対等な役割と責任を共有する協力

者として、ともにまちづくりを進める関係にあるべきであり、行政による町民等への干渉をすべきではありません。

協働のまちづくりを着実に進めることにより、町民同士が自ら支え合う、本当の意味での成熟した住民協働社会が実現します。

(2) 評価の実施

協働のまちづくりは、協力者間の情報共有が前提であり、そこから生まれる信頼関係を基礎として、多方面から労力・情報・資金等を持ち寄り、次のような手順で実行・評価をしていく必要があります。

①課題の発見 ⇒ ②協議・計画 ⇒ ③実行 ⇒ ④評価 ⇒

⑤見直し・改善 ⇒ ⑥次の課題の発見

この手順の中で特に重要なのが「④評価」の実施です。

協働で実施した結果やその成果を協力者同士で検証し、よりよい方向に展開していくための方策等を考えることや、広く町民等に公表し、評価を受けることにより、次に取り組むべき課題の解決に向けたステップアップが期待できます。